懲罰規程改正(案) 加筆______ 修正;______ 削除;_____

現行	改正案	備考
第1節総則	(中略) 第1節 総 則	
第1条 [目 的] 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」という)の基本規程(以下、「基本規程」という)第2章第5節 [司法機関]及び第12章 [懲罰]に基づき、以下の各号について定める。 (1)本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第202条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ(以下、「都道府県協会等」という)の規律委員会における懲罰に関する事項 (2)本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項	第1条 [目 的] 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」という)の基本規程(以下、「基本規程」という)第2章第5節 [司法機関]及び第12章 [懲罰]に基づき、以下の各号について定める。 (1)本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第202条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ(以下、「都道府県協会等」という)の規律委員会における懲罰に関する事項 (2)本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項	
第2条〔対象者〕 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規程第201条 に定める加盟団体及び選手等とする。	第2条〔対象者〕 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規程第201条 に定める加盟団体 <mark>、</mark> 選手等 <u>及び仲介人</u> とする。	仲介人制度の導入に より、懲罰対象者と して明記
第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕 基本規程202条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。	第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕 基本規程第202条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題 <mark>(仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰を除く。)</mark> を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。	仲介人に関する規則 に関連する違反行為 に対する懲罰を除外

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に 前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処 分

第4条 [懲罰の種類]

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場・退席
 - (3) 戒 告
 - (4) 譴 責
 - (5) 罰金
 - (6) 没 収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・ 解任
 - (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
 - (11) 除 名
- 2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 譴責
 - (3) 罰金

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任 又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に 前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処 分

第4条 [懲罰の種類]

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場・退席
 - (3) 戒告
 - (4) 譴 青
 - (5) 罰金
 - (6) 社会奉仕活動
 - (7) 没 収
 - (8) 賞の返還
 - (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・ 解任
 - (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
 - (12) 除 名
- 2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒 告
 - (2) 譴 責
 - (3) 罰金
 - (4) 没 収

基本規程に併せて選 手等に対する懲罰の 種類を追加

- (4) 没 収
- (5) 賞の返還
- (6) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
- (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (8) 得点を3対0として試合を没収
- (9) 観衆のいない試合の開催
- (10) 中立地における試合の開催
- (11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (13) 下位ディビジョンへの降格
- (14) 競技会への参加資格の剥奪
- (15) 新たな選手の登録禁止
- (16) 除 名

3. 前2項各号の懲罰は、併科することができる。

第5条 [無期限の懲罰の解除]

1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第 12号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰 を受けた個人又は団体(以下個人、団体ともに「当事者」と いう)は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続 により解除の申請を行うことができる。

- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 得点を3対0として試合を没収
- (10) 観衆のいない試合の開催
- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除 名
- 3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - <u>(1) 戒告</u>
 - (2) 譴 責
 - <u>(3) 罰 金</u>
 - (4) 没 収
 - (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一 部の停止
 - (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止、禁止
 - (7) 除 名
- 4. 前3項各号の懲罰は、併科することができる。

第5条〔無期限の懲罰の解除〕

1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第 12号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰 を受けた個人又は団体(以下個人、団体ともに「当事者」と いう)は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続 により解除の申請を行うことができる。

基本規程に併せて加 盟団体に対する懲罰 の種類を追加

仲介人制度の導入に より、仲介人に対す る懲罰の種類を追加

- (1) 当事者(団体の場合はその代表者)は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文(以下「当事者申請書類」という)を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織(複数に属する場合はそのいずれか)に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
 - ① 都道府県サッカー協会
 - ② 地域サッカー協会
 - ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟
 - ④ Jリーグ
- (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除 が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書 を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申 請する。
- (3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会(規律委員会 又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という) に前号の書類一式を回付する。
- (4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当 事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはか り、担当委員会にて解除について審議・決定する。
- 2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として 定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除 が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、 再度解除の申請を行なうことができる。

第6条 [選手等に対する罰金]

- 1. 特段の定めのない限り、アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。
- 2. プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。
 - (1) J 1 リーグの場合、出場停止処分 1 試合あたり金 1 0 万 円以下
 - (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

- (1) 当事者(団体の場合はその代表者)は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文(以下「当事者申請書類」という)を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織(複数に属する場合はそのいずれか)に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
 - ① 都道府県サッカー協会
 - ② 地域サッカー協会
 - ③ 基本規程第71条第<mark>1</mark>項各号に列挙する各種連盟
 - ④ リリーグ
- (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査、審議の上、解除 が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書 を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申 請する。
- (3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会(規律委員会 又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という) に前号の書類一式を回付する。
- (4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当 事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはか り、担当委員会にて解除について審議・決定する。
- 2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として 定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除 が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、 再度解除の申請を行なうことができる。

第6条〔選手等に対する罰金〕

- 1. 特段の定めのない限り、アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。
- 2. プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。
 - (1) J 1 リーグの場合、出場停止処分 1 試合あたり金 1 0 万 円以下
 - (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

文言の追記及び誤記 修正

第7条〔共犯等〕

他の者を教唆若しくは幇助し、又は他の者と共謀して若しくは 他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、 自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

第8条 [役員及び監督等の加重]

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた 懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第9条〔両罰規定〕

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第10条 [罰金の合算]

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々に ついて定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第11条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第12条 [情状による軽減]

- 1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量 すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。
- 2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第13条〔言語〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の手続及び書面

第7条〔共犯等〕

他の者を教唆若しくは幇助し、又は他の者と共謀して若しくは 他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、 自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

第8条「役員及び監督等の加重」

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた 懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第9条〔両罰規定〕

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第10条 [罰金の合算]

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第11条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第12条 [情状による軽減]

- 1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量 すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。
- 2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

における言語は日本語を使用するものとする。

2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述 については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の 訳文を添付しなければならない。

第14条〔代理人〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における手続に関して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。

- (1) 当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定した者
- (2) 弁護士
- (3) 法定代理人(当事者が未成年の場合)
- (4) その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者

第15条 [手続の非公開]

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における懲罰の手 続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会、裁定委員会又 は不服申立委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、 相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことがで きる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

第16条 [調査及び審議の手続]

本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の 規律委員会又は規律・フェアプレー委員会(以下、本規程におい ては単に「規律委員会」という)及び本協会の裁定委員会におけ る懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるとこ ろによる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及 び審議の手続

第13条〔調査及び審議の手続〕

本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の 規律委員会又は規律・フェアプレー委員会(以下、本規程におい ては単に「規律委員会」という)及び本協会の裁定委員会におけ る懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるとこ ろによる。

第 13 条、14 条、15 条を第 19 条の前に 移動

第17条[所管事項]

- 1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、 第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査、審議 及び懲罰の決定を行う。
- 2. 前項に定めるものを除く違反行為については第4.節の定める ところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

第18条〔裁定委員会の手続の開始〕

本協会裁定委員会は、以下の場合に、調査・審議を開始するものとする。

- (1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の通 知があった場合
- (2) 裁定委員会の委員長が調査・審議が必要と判断した場合

第14条〔所管事項〕

- 1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、 第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査、審議 及び懲罰の決定を行う。
- 2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰につい ては、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調 査、審議及び懲罰の決定を行う。
- 3. 前項に定めるものを除く違反行為については第5節の定める ところにより本協会の裁定委員会が<mark>調査、審議及び懲罰の決</mark> 定を行う。

第15条〔規律委員会の手続の開始〕

本協会規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の通知 があった場合
- (2) 規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合
- (3) 仲介人に関する規則に定める場合

第16条 〔裁定委員会の手続の開始〕

本協会裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の 通知があった場合
- (2) 裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第17条〔言語〕

- 1. 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の手続及び書面 における言語は日本語を使用するものとする。
- 2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述 については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の 訳文を添付しなければならない。

旧規則第 13 条、14

条、15条の内容を移

第18条〔代理人〕

仲介人制度の導入に より、管轄権を明記

規律委員会の手続き の開始を規定

第19条 [聴 聞]

規律委員会及び裁定委員会は、原則として当事者に対し事情 聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同 意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席 した場合はこの限りではない。

第20条〔証拠の評価〕

- 1. 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチ コミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及 び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意 見その他一切の証拠を参照することができる。
- 2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、 正しいものと推定する。

第21条〔議 決〕

規律委員会及び裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における手続に関 して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。

- (1) 当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定 した者
- (2) 弁護士
- (3) 法定代理人(当事者が未成年の場合)
- (4) その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者

第19条〔手続の非公開〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における懲罰の手 続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会、裁定委員会又 は不服申立委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、 相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことがで きる。

第20条〔聴 聞〕

規律委員会及び裁定委員会は、原則として当事者に対し事情 聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同 意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席し た場合はこの限りではない。

第<mark>21</mark>条〔証拠の評価〕

- 1. 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチ コミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及 び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意 見その他一切の証拠を参照することができる。
- 2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、 正しいものと推定する。

第22条〔議 決〕

規律委員会及び裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第22条 [懲罰の通知]

- 1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。
- 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)並びに住所
 - (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
 - (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む)
 - (4) 判断の理由(必ず、根拠となる条文を記載すること)
 - (5) 作成年月日
 - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限(第<u>3</u>5条参 照)

第3節 競技及び競技会における違反行為

第23条「競技及び競技会における違反行為」

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第24条[公式競技会における懲罰]

公式競技会においては、それぞれ規律委員会を設置し、本規程 に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。 この場合、第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕を準 用する。

第25条〔主審の下す懲罰〕

試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

第26条〔警告〕

主審による警告処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲

第23条〔懲罰の通知〕

- 1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。
- 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)並びに住所
 - (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
 - (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む)
 - (4) 判断の理由(必ず、根拠となる条文を記載すること)
 - (5) 作成年月日
 - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限(第<u>37</u>条参 照)

第3節 競技及び競技会における違反行為

第24条〔競技及び競技会における違反行為〕

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査、審議を経て懲罰を適用する。

第25条〔公式競技会における懲罰〕

公式競技会においては、それぞれ規律委員会を設置し、本規程に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。 この場合、第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕を準 用する。

第26条〔主審の下す懲罰〕

試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

第27条〔警告〕

主審による警告処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲

罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

第27条〔退場・退席〕

主審による退場・退席処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

第28条〔その他の違反行為〕

競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを 除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰 基準』第3項以下のとおりとする。

第29条〔出場停止処分を繰り返した場合〕

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為 を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件 数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。

第30条〔懲罰基準の運用細則〕

本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 その他の違反行為

罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

第28条〔退場・退席〕

主審による退場・退席処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

第29条〔その他の違反行為〕

競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを 除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰 基準』第3項以下のとおりとする。

第30条〔出場停止処分を繰り返した場合〕

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為 を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件 数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。

第31条〔懲罰基準の運用細則〕

本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 仲介人に関する規則に関連する違反行為

第32条〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕

加盟団体、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為に対しては、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 その他の違反行為

仲介人に関する規則 に関連する違反行為 について新たに節を 規定

第31条〔裁定委員会の調査・審議〕

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの(競技及び競技会における違反行為)を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等が、調査・審議し、懲罰を決定する。

第32条〔違反行為〕

加盟団体又は選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条〔懲罰の種類〕第1項各号(第1号及び第2号を除く)及び第2項各号の懲罰を科す。

- (1) 本規程又は本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある 不正行為に関与した場合
- (8) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不 正な経理を行った場合

第5節 不服申立

第33条〔総 則〕

本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会(以下、本節においては「第一審委員会」とする)に

第33条〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、選手等<u>及び仲介人</u>の違反行為のうち、前<u>2</u>節に定めるもの(競技及び競技会における違反行為<u>並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為</u>)を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条〔違反行為〕

加盟団体、選手等<u>及び仲介人</u>が次の各号のいずれかに該当する 行為を行った場合には、第4条〔懲罰の種類〕第1項各号(第1 号及び第2号を除く)及び第2項各号の懲罰を科す。

- (1) 基本規程又はこれに付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある 不正行為に関与した場合
- (8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報 を知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合
- (9) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不 正な経理を行った場合

第6節 不服申立

第35条〔総 則〕

本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会(以下、本節においては「第一審委員会」とする)に

対象に仲介人を追記

仲介人に関する規則 に関連する違反行為 を除外

対象に仲介人を追記

誤記修正

試合操作を持ちかけられた際の JFA への報告を規定

よって科された懲罰(以下、「原懲罰」という)について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

第34条 [不服申立可能な懲罰]

- 1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。
 - (1) 3 試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解 任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (3) 100万円以上の罰金
 - (4) 下位ディビジョンへの降格
 - (5) 2点以上の勝点の減点
 - (6) 没収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 観衆のいない試合の開催
 - (9) 中立地における試合の開催
 - (10) 競技会への参加資格の剥奪
 - (11)新たな選手の登録禁止
 - (12)除名
 - (13)前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に 前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処 分
- 2. 原懲罰が前項各号に満たない場合、原懲罰は確定するものとする。

第35条〔不服申立にかかる時間的制限〕

- 1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体(以下、申立人とする)は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内(通知を受けた日を含む)に、不服申立を行う意思を書面(以下、「不服申立書」)により、本協会不服申立委員会事務局まで通知しなければならない。
- 2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に(通知

よって科された懲罰(以下、「原懲罰」という)について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

第36条〔不服申立可能な懲罰〕

- 1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。
 - (14) 3 試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解 任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (15) 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (16) 100万円以上の罰金
 - (17) 下位ディビジョンへの降格
 - (18) 2点以上の勝点の減点
 - (19) 没収
 - (20) 賞の返還
 - (21) 観衆のいない試合の開催
 - (22) 中立地における試合の開催
 - (23) 競技会への参加資格の剥奪
 - (24)新たな選手の登録禁止
 - (25)除名
 - (26)前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
- 2. 原懲罰が前項各号に満たない場合、原懲罰は確定するものとする。

第37条〔不服申立にかかる時間的制限〕

- 1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体(以下、申立人とする)は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内(通知を受けた日を含む)に、不服申立を行う意思を書面(以下、「不服申立書」)により、本協会不服申立委員会事務局まで通知しなければならない。
- 2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に(通知

を受けた日を含む) 不服申立の理由を書面(以下、「理由書」とする)により、本協会事務局まで通知しなければならない。

- 3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送に て提出されなければならない。
- 4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効 となり、原懲罰が確定する。
- 5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及 び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる。

第36条 [不服申立の理由]

申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認 定の誤りに基づくものである場合又は原懲罰の決定において規程 の適用に誤りがある場合に、不服申立を行うことができるものと する。

第37条 [理由書]

- 1. 第35条2項に定める理由書は、書面によるものとする。
- 2. 理由書の内容には、不服申立の意思とその理由を含むものとする。

第38条〔事情聴取〕

不服申立委員会の手続きは、原則として、書面のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、事情聴取を行うことができるものとする。

- (1) 不服申立委員会の委員長が必要と判断した場合
- (2) 第3条の各号に該当する場合で、当事者が事情聴取の実施を希望した場合

第39条 [手数料]

- 1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第35条2項に 定める期日内に1万円を本協会に納付しなければならない。
- 2. 不服申立の結果として、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定を行った場合は、当該手数料は申

を受けた日を含む) 不服申立の理由を書面(以下、「理由書」とする)により、本協会事務局まで通知しなければならない。

- 3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送に て提出されなければならない。
- 4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。
- 5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及 び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる。

第38条〔不服申立の理由〕

申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認 定の誤りに基づくものである場合又は原懲罰の決定において規程 の適用に誤りがある場合に、不服申立を行うことができるものと する。

第39条〔理由書〕

- 1. 第<mark>37条2項に定める理由書は、書面によるものとする。</mark>
- 2. 理由書の内容には、不服申立の意思とその理由を含むものとする。

第40条〔事情聴取〕

不服申立委員会の手続きは、原則として、書面のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、事情聴取を行うことができるものとする。

- (3) 不服申立委員会の委員長が必要と判断した場合
- (4) 第3条の各号に該当する場合で、当事者が事情聴取の実施を希望した場合

第41条〔手数料〕

- 1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第<u>37</u>条2項に 定める期日内に1万円を本協会に納付しなければならない。
- 2. 不服申立の結果として、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定を行った場合は、当該手数料は申

立人に返還され、当該手数料は第一審委員会の団体(本協会 又は都道府県サッカー協会等)によって負担されるものとす る。

第40条 [不服申立委員会の決定の効力発生日]

不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。

第41条〔出場停止処分等における不服申立の効果〕

- 1. 原懲罰が出場停止処分等(第34条第1項第1号及び第2号) の場合、不服申立は当該原懲罰の適用を中断する効果を持た ないものとする。
- 2. 前項の場合、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める効力発生日から将来にわたって有効となるものであり、その効力発生日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。

第42条〔その他処分における不服申立の効果〕

- 1. 原懲罰が前条1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰 の適用は、第40条に定める不服申立委員会の決定の効力発 生日までの期間、中断されるものとする。
- 2. 前項の規定にもかかわらず、前項に該当する懲罰が不服申立 委員会の決定に先立って適用された場合に、不服申立委員会 が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合 は、第一審委員会の団体(本協会又は都道府県サッカー協会 等)は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復義務 を負うものとする。

第43条〔都道府県協会等の義務〕

- 1. 第35条1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審委員会にこれを通知するものとする。
- 2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審委員会は、通知を受

立人に返還され、当該手数料は第一審委員会の団体(本協会 又は都道府県サッカー協会等)によって負担されるものとす る。

第42条〔不服申立委員会の決定の効力発生日〕

不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。

第43条〔出場停止処分等における不服申立の効果〕

- 1. 原懲罰が出場停止処分等(第36条第1項第1号及び第2号) の場合、不服申立は当該原懲罰の適用を中断する効果を持た ないものとする。
- 2. 前項の場合、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める効力発生日から将来にわたって有効となるものであり、その効力発生日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。

第44条〔その他処分における不服申立の効果〕

- 1. 原懲罰が前条1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰 の適用は、第42条に定める不服申立委員会の決定の効力発 生日までの期間、中断されるものとする。
- 2. 前項の規定にもかかわらず、前項に該当する懲罰が不服申立 委員会の決定に先立って適用された場合に、不服申立委員会 が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合 は、第一審委員会の団体(本協会又は都道府県サッカー協会 等)は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復義務 を負うものとする。

第45条〔都道府県協会等の義務〕

- 1. 第<mark>37</mark>条1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務 局に通知された場合、本協会は速やかに第一審委員会にこれを 通知するものとする。
- 2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審委員会は、通知を受

けた日から7日以内(通知を受けた日を含む)に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提出しなければならない。

3. 前項に定める期日を過ぎて都道府県協会等の規律委員会より 提出された資料は、原則として不服申立委員会における審査に おいて考慮されないものとする。

第44条〔追加的調査〕

- 1. 第<u>35</u>条及び第<u>43</u>条にかかわらず、不服申立委員会の委員 長は、申立人又は第一審委員会若しくはその両方に対して、 追加の資料を請求することができる。
- 2. 前項に基づき適法に提出された資料等は、不服申立委員会における審査において考慮することができる。

第45条 [証拠の評価]

不服申立委員会は、本節の規定に基づき適法に提出された全ての証拠を考慮し、懲罰を決定するものとする。

第46条[議 決]

- 1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可 否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。
 - (1) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 2ヶ月の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで 互選された者が、委員長の職務を代行する。

けた日から7日以内(通知を受けた日を含む)に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提出しなければならない。

3. 前項に定める期日を過ぎて都道府県協会等の規律委員会より 提出された資料は、原則として不服申立委員会における審査に おいて考慮されないものとする。

第46条〔追加的調査〕

- 1. 第<mark>37</mark>条及び第<u>45</u>条にかかわらず、不服申立委員会の委員 長は、申立人又は第一審委員会若しくはその両方に対して、 追加の資料を請求することができる。
- 2. 前項に基づき適法に提出された資料等は、不服申立委員会における審査において考慮することができる。

第47条〔証拠の評価〕

不服申立委員会は、本節の規定に基づき適法に提出された全ての証拠を考慮し、懲罰を決定するものとする。

第48条〔議 決〕

- 1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。
 - (3) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (4) 2ヶ月の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで 互選された者が、委員長の職務を代行する。

第6節 附則

第47条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第48条〔施 行〕

本規程は、2014年4月1日から施行する。

〔改正〕

2014年 9月11日

2014年12月18日(2015年1月1日施行)

第<mark>7</mark>節 附則

第49条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第<mark>50</mark>条〔施 行〕

本規程は、2014年4月1日から施行する。

〔改正〕

2014年 9月11日

2014年12月18日(2015年1月1日施行)

2015年 3月12日(2015年4月1日施行)